

教義第1071号  
平成24年11月8日

各市町村教育委員会教育長  
各国立義務教育諸学校長様  
各私立義務教育諸学校長

北海道教育委員会教育長

教科書採択の改善について（通知）

このことについて、文部科学省から別添写しのとおり通知がありましたので、通知します。

つきましては、今後の教科書採択に当たっては別添通知に記載されている事項を留意の上、採択権者の権限と責任のもと、より一層適正かつ公正な教科書採択が行われるようお願いいたします。

担当：北海道教育庁学校教育局義務教育課  
支援グループ 太田中  
TEL：011-231-4111 内線35-762  
FAX：011-232-1072  
E-mail：ootanaka.ritsuko@pref.hokkaido.lg.jp

24文科初第718号

平成24年9月28日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長

布 村 幸 彦

(印影印刷)

教科書採択の改善について (通知)

義務教育諸学校で用いられる教科書の採択については、昭和38年に義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）をはじめとした関係法令によりその方法・手続きが定められ、採択権者である教育委員会等の判断と責任により、十分な調査研究に基づき、適正かつ公正に行われてきたところです。

一方、市町村合併に伴う地方の行政体制の変化などを踏まえ、文部科学省においては、各教育委員会の協力のもと教科書採択の状況の調査を行い、その結果（以下「調査結果」という。）を別添1のとおり取りまとめました。

これまでも文部科学省では、平成2年3月20日付け文初教第116号「教科書採択の在り方の改善について（通知）」（以下「平成2年通知」という。）（別添2）や平成14年8月30日付け14文科初第683号「教科書制度の改善について（通知）」（以下「平成14年通知」という。）（別添3）を通じて、教科書採択の改善について通知してまいりましたが、いくつかの点については更なる改善の余地が見られるところです。

そのため、今回の調査結果を受けて今後の教科書採択に当たって特に留意いただきたい事項と併せて、これまでの平成2年通知や平成14年通知も踏まえ引き続き取り組んでいただきたい事項について、下記のとおり取りまとめました。

今後の採択に当たっては下記の留意いただきたい事項を踏まえて、採択権者の権限と責任のもと、より一層適正かつ公正に教科書採択を行っていただくようよろしくお願いいたします。併せて、これらのことについて、域内の市町村教育委員会及び国立・私立の義務教育諸学校に対しても、適切な指導をお願いします。

## 記

### 1. 調査研究の充実に向けた条件整備

#### ①十分な調査研究期間の確保

文部科学省としても、調査研究に使用する教科書見本が遅滞なく送付されるよう発行者への周知に努めるが、都道府県教育委員会においても、今回の調査結果を参考に、市町村教育委員会において十分な調査研究期間が確保できるよう、需要数の報告の期限を含め採択スケジュールについて再検討するとともに、引き続き、市町村教育委員会に対して、教科書見本が送付され次第速やかに調査研究に着手するよう適切な指導に努めること。

#### ②調査研究体制の充実

引き続き、各地域の実情に応じて調査研究体制の充実に努めること。その際、都道府県教育委員会は、同一の採択地区を構成しない市町村であっても、教科書の調査研究を合同で行うことは差し支えないことから、採択地区間で合同の調査研究を行うなど、充実した教科書の調査研究に基づく採択が行われるよう指導に努めること。

#### ③調査研究のための資料の充実

引き続き、市町村教育委員会や国立・私立の学校に対する指導のために都道府県教育委員会が作成している選定資料の内容の一層の工夫・充実に努めること。また、教育委員会に高等学校用教科書のための調査・研究組織を設けるなどして恒常的な教科書の調査研究に努め、高等学校用教科書の採択のための調査研究資料の充実に努めること。

#### ④保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実

引き続き、教科用図書選定審議会や採択地区に設けられる選定委員会等への保護者の参画をより一層促進すること。また、高等学校用教科書の採択に当たっては、学校評議員の意見を聞くことなどにより、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実に努めること。

#### ⑤効果的な教科書展示会の開催

引き続き、教科書展示会に教員や保護者等が更に足を運びやすくするよう、各学校を訪問して行う移動展示会や、図書館、公民館等での展示会を充実させるとともに、その開催時期や場所等について、展示会開催の意義・目的や教科書採択の仕組みと併せて積極的な周知に努めること。

### 2. 採択手続の改善

#### ①採択地区の適正規模化

各市町村教育委員会の意向等を的確に踏まえ、採択地区がより適切なものとなるよう不断の見直しに努めること。

#### ②市町村教育委員会と採択地区との関係の明確化

無償措置法第13条4項は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号が規定する教科書の採択の権限の行使について特別の定めをしており、採択地区内の市町村教育委員会は、無償措置法第13条4項の規定による協議の結果に基づいて、同一の教科書を採択する必要がある。

そのため、義務教育諸学校の教科書の採択に当たり、採択地区が複数の市郡を合わせた区域である場合には、採択地区協議会などにおける市町村教育委員会間の協議に当たって、協議が調わない場合の再協議の手続きや、最終的な合意形成の方法をあらかじめ教育委員会間の調整のもと定めるよう指導するとともに、協議が調わない場合には適切な指導・助言を行い、採択地区内で同一の教科書になるよう指導に努めること。

### ③適正かつ公正な採択手続の確保

引き続き、教職員の投票によって採択教科書が決定されるなど、採択権者の責任が不明確になることがないように、採択手続きの適正化を図るよう努めること。

また、静ひつな採択環境を確保するため、それぞれの地域において広く関係者の理解を求めるよう努めるとともに、様々な働きかけにより円滑な採択事務に支障をきたすような事態が生じた場合や違法な働きかけがあった場合には、各採択権者が警察等の関係機関と連携を図りながら、毅然とした対応を取るよう指導・支援に努めること。

さらに、文部科学省においても、各教科書発行者に対して採択に関する過当な宣伝行為を行わないよう指導に努めるが、各教育委員会においても教科書発行者の宣伝行為についてその実態を把握し、事前に適切な対策を講ずるなど、採択の公正確保の一層の徹底に努めること。

### ④開かれた採択の一層の推進

引き続き、採択結果・理由など、採択に関する情報の積極的な公表に努めること。

## 3. その他

### ①図書館等への教科書の整備

保護者や教員、児童生徒が、採択の時のみならず、常時様々な種類の教科書を手にとることができる環境を整備するため、各学校図書館や公立図書館における教科書の整備に努めること。

#### 【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係  
電話 03(5253)4111 内線 2576

# 教科用図書採択の状況に係る調査結果について

(平成24年9月 文部科学省調べ)

調査期間：平成23年11月18日～平成24年1月16日

調査対象：全都道府県教育委員会

## (目次)

I 採択地区の状況（平成23年10月時点）	..... P2
II 共同採択地区における採択手続等について（義務教育諸学校関係）	... P3
III 採択事務のスケジュール（平成23年度）	..... P5
IV 採択にあたっての調査研究の充実について	..... P7
V 採択関係情報の公開について	..... P11
VI 教科書見本について	..... P13
VII 教科書採択に係る公正確保について	..... P16

## I 採択地区の状況（平成23年10月時点）

- ・複数の市町村で採択地区を構成している（共同採択）地区は、316地区で全体の約6割（政令市を除く）。
- ・採択地区の設定に際して、市町村教育委員会等から採択地区の統合や細分化の要望があったものの、採択地区を変更しなかった事例もある。

### 1. 構成市郡別の採択地区数（指定都市の区は除く）：551地区

		1市郡	2市郡	3市郡	4市郡	5市郡	6市郡	7市郡	8市郡	9市郡	10市郡以上	合計
採択地区数	H23採択	271	131	65	37	18	15	5	6	1	2	551
	H17採択	247	135	71	36	18	15	9	4	3	2	540
	H13採択	197	127	59	45	28	16	13	2	5	7	499
全採択地区に占める割合	H23採択	49.2%	23.8%	11.8%	6.7%	3.3%	2.7%	0.9%	1.1%	0.2%	0.4%	100%
	H17採択	45.7%	25.0%	13.1%	6.7%	3.3%	2.8%	1.7%	0.7%	0.6%	0.4%	100%
	H13採択	39.5%	25.5%	11.8%	9.0%	5.6%	3.2%	2.6%	0.4%	1.0%	1.4%	100%

○1地区平均：2.1市郡

○1市町村からなる採択地区数：235地区

（1市：221地区、1町：12地区、1村：2地区）

○平成13年度の採択地区数：499地区

### 2. 政令指定都市の採択地区数：31地区

○1地区で構成：16市（全19市中）

### 3. 採択地区の設定について

（1）市町村教委に対して、定期的に採択地区の構成の在り方について確認している都道府県：18都道府県

（2）市町村教育委員会から要望があったにもかかわらず、過去に採択地区を変更しなかった事例（平成17年度以降）：5件（他の採択地区との統合希望：4件、細分化希望：1件）

## II 共同採択地区における採択手続等について（義務教育諸学校関係）

- ・採択地区協議会において、協議が調わない場合の再協議の方法については、規約への明記も、協議会開催前の決定も行っていない地区が6割以上となっている。
- ・共同採択地区において、協議が一度で調わなかった事例や協議が難航した事例が平成13年度以降複数あった。
- ・その他採択地区の設定や共同採択地区での採択に関して、調査員の確保が難しいとの理由により、単独採択から共同採択にすることを含めての採択地区の拡大を希望する意見や、自然的条件や経済的条件を理由として、現行制度上の最小単位である市若しくは郡の単位より細分化を希望する意見があった。

### 1. 採択地区協議会の規約等における明記事項

	採択地区協議会数	全採択地区協議会に占める割合
①協議会の位置づけ・趣旨・目的	318	100.0%
②協議会の構成員	318	100.0%
③選定(答申)する図書の方法	235	73.9%
④調査員等の調査研究組織の設置	293	92.1%
⑤調査研究(推薦など)の方法	188	59.1%

### 2. 協議が調わない場合の再協議の方法の決め方について

	採択地区協議会数	全採択地区協議会に占める割合
①採択地区協議会の規約等に明記	32	10.1%
②規約等に明記はしていないが、採択地区協議会の協議前に決定	95	29.9%
③どちらも行っていない	191	60.1%

(参考)全採択地区協議会数:318

(1) 再協議に関する規約等の内容の例

- i) 県教委の指導助言等を受ける。〔6地区〕
- ii) 手続き上のルールを第1回協議会で明確化する。〔6地区〕
- iii) 再協議可能な日程を設定すること。〔3地区〕
- iv) 再協議は、各教育委員会が採択した教科書をもとに協議する。〔2地区〕

- v) 再協議における議決が可否同数の場合は、議長が決する。〔2地区〕
- vi) その他
  - ・各教育委員会は、再協議し決定した採択案を尊重しなければならない。〔1地区〕
  - ・再協議は、調査員の報告に基づいて協議を進め、採決した内容について、各市の採択結果と一致させる。〔1地区〕
  - ・協議会の選定結果に異議のある教育委員会は、独自に調査研究を実施し、その結果を協議会に報告。報告をもとに再度協議会で審議し、改めて選定された教科書を最終決定とし、全ての教育委員会で採択する。〔1地区〕

(2) 協議が調わない場合の対応について、採択地区協議会の協議前に決定した事項の例

- i) 県教委の指導助言を受ける。〔11地区〕
- ii) 再協議の上、協議会長が決定。〔6地区〕
- iii) 教育長・委員長等で協議する。〔3地区〕
- iv) その他
  - ・調査研究組織に再度研究を依頼し、その報告を受けて再協議する。〔1地区〕
  - ・協議会の決定を尊重し、決定事項と同一の決定を全教委が行う。〔1地区〕
  - ・各教委において、教育長が責任をもって協議会の決定を通す。〔1地区〕

### 3. 平成23年度の採択において、地区協議会で協議が一度で調わなかった例

- ・採択地区協議会での協議が一度で調わなかった事例：3件  
(うち採択地区内で同一の教科書を採択できなかった事例：1件)

### 4. 採択地区の設定や共同採択地区での採択に関して、支障となっている点や過去に問題が生じた事例（平成13年度以降）

- (1) 支障となっている点
  - i) 調査員の確保が難しいとの理由により、単独採択から共同採択にすることを含めて採択地区の拡大を希望。〔4県〕
  - ii) 自然的条件、経済的条件を理由として、現行制度上の最小単位である市若しくは郡の単位より細分化を希望。〔2県〕
- (2) 共同採択地区において過去に協議が難航した事例：5件

### Ⅲ 採択事務のスケジュール（平成23年度）

- ・調査研究の期間について、短いという意見や学校行事や通常業務との関係で日程設定に苦慮しているとの意見が多数。
- ・市町村教育委員会においては、7月31日以前に採択決定を行っているところが多数。

#### 1. 採択決定を行った時期について

##### （1）都道府県教育委員会

	義務教育諸学校		高等学校	
	都道府県数	全都道府県に占める割合	都道府県数	全都道府県に占める割合
7月31日以前	3	6.4%	6	12.8%
8月1日～8月15日	7	14.9%	3	6.4%
8月16日～8月31日	37	78.7%	28	59.6%
9月1日以降			10	21.3%

##### （2）市町村教育委員会

	義務教育諸学校		高等学校	
	市町村数	全体に占める割合	市町村数	全体に占める割合
7月31日以前	1016	58.3%	67	62.6%
8月1日～8月15日	418	24.0%	18	16.8%
8月16日～8月31日	310	17.8%	17	15.9%
9月1日以降			5	4.7%

## 2. 調査研究の終了時期について

### (1) 都道府県教育委員会

	義務教育諸学校		高等学校	
	都道府県数	全都道府県に占める割合	都道府県数	全都道府県に占める割合
5月31日以前	13	27.7%	1	2.1%
6月1日～6月15日	25	53.2%	1	2.1%
6月16日～6月30日	3	6.4%	5	10.6%
7月1日～7月15日	1	2.1%	24	51.1%
7月16日～7月31日	1	2.1%	15	31.9%
8月1日～8月15日	3	6.4%	1	2.1%
8月16日～8月31日	1	2.1%	0	0.0%
9月1日以降			0	0.0%

### (2) 採択地区、市町村教育委員会

	義務教育諸学校		高等学校	
	採択地区数	全体に占める割合	市町村数	全体に占める割合
5月31日以前	1	0.2%	0	0.0%
6月1日～6月15日	8	1.4%	1	0.9%
6月16日～6月30日	54	9.3%	18	16.8%
7月1日～7月15日	302	51.9%	44	41.1%
7月16日～7月31日	169	29.0%	31	29.0%
8月1日～8月15日	43	7.4%	12	11.2%
8月16日～8月31日	5	0.9%	0	0.0%
9月1日以降			1	0.9%

## 3. 採択事務のスケジュールについて（採択決定を行う時期、調査研究にかかる期間等について、支障となっている点や域内の学校や市教委等からの相談・要望等）

- i) 調査研究期間が短い。〔32県〕
- ii) 学校行事や通常業務との関係で、調査研究の日程設定に苦慮。〔15県〕
- iii) 都道府県からの選定資料の送付時期が遅い。〔8県〕
- iv) 需要数報告期限との関係から、採択結果公表前に各学校に採択結果を連絡しなければならない。（情報管理の観点から懸念がある。）〔2県〕

## IV 採択にあたっての調査研究の充実について

- ・教科書の調査研究を行うに当たっては、調査員の確保が困難、調査員の負担が大きいとの意見が多数。そのため、他の採択地区と共同で調査研究を行っている地区も複数見受けられる。
- ・調査員の8割程度は教員である。また、保護者の全体に占める割合は平成13年度以降ほぼ全ての組織において増加している。

### 1. 選定資料の記述・内容について（複数回答）

	都道府県数	全都道府県に占める割合
総合評価を付し、各教科書に対する評価が明確に分かるようにしている。	13	27.7%
各教科書の記述・特色について、都道府県の教育目標等との関わりが分かるようにしている。	25	53.2%
各教科書の記述・特色について、客観的な違いが分かるようにしている。	44	93.6%
学習指導要領の教科の目標、内容等との関わりが分かるようにしている。	44	93.6%
その他	10	21.3%

### 2. 選定基準について（複数回答）

	都道府県数	全都道府県に占める割合
学習指導要領の教科の目標、内容等との関わりについて示している。	38	80.9%
都道府県の教育目標等との関わりについて示している。	24	51.1%
各地区の児童・生徒の実態を考慮するよう示している。	37	78.7%
採択にかかる事務処理について示している。	34	72.3%
その他	9	19.1%

### 3. 調査研究について

- (1) (2) 調査研究における問題点等
- i) 調査員の人選・確保に支障がある。〔15県〕
  - ii) 調査員の負担が大きい。〔14県〕
  - iii) 授業への支障など学校等への負担・影響が大きい。〔9県〕

iv) 適正かつ効率的な調査研究のために、方法・資料等の工夫が必要。〔6県〕

v) 外部からの働きかけへの対応に苦慮。〔2県〕

(3) 有用な調査研究を行っている例

i) 他の採択地区と共同で調査研究を行っている。〔6県〕

ii) 教科書見本を巡回させるなどして各学校の意見等を反映するようにしている。〔2県〕

iii) その他

- ・市内全ての中学校で見本の調査研究を実施し、市教育委員会に研究報告書を提出。〔1県〕
- ・研究員会に各教科に精通している管理職をまとめ役として推薦。〔1県〕
- ・各教科に精通しており、かつ地域において指導的立場にある教職員に調査を委嘱。〔1県〕
- ・調査研究委員会（校長・教頭）、専門委員会（専門的な知識を持つ教諭）の2つの委員会を設置し、総合的に調査研究を実施。〔1県〕
- ・指導主事による学習実態調査を実施。〔1県〕
- ・今年度の調査研究の実施に当たっては、中学校学習指導要領の改訂を踏まえ、言語活動や伝統文化等に関する調査項目を充実。〔1県〕
- ・教科書見本の発行者名をシールで覆い、調査研究を実施。〔1県〕
- ・展示会において見本本についてコメントを求めるなど、保護者の声を参考とする。〔1県〕
- ・保護者・有識者等の参加を含めて調査研究を実施。〔1県〕
- ・前回の調査結果や教科書発行会社のホームページ等も参考とする。〔1県〕
- ・小中連携の充実を図るため中学校教科書採択の調査員に小学校在籍の教頭（調査研究に関わる種目の教員免許を所持する者）を任命。〔1県〕
- ・理科において、分野（生物・物理・化学・地学）に分けて調査研究を実施。〔1県〕
- ・調査研究の観点を各教科で設定。〔1県〕
- ・学習指導要領解説を各調査員に配付。〔1県〕

#### 4. 保護者等の参画状況

		総人数	内訳						
			保護者	校長	教諭 (校長を 除く)	教育委員 (教委教育 長を除く)	教委教 育長	教委職員 (教委教育 長を除く)	その他
都道府県の教科用図書 選定審議会の委員数	(人)	880	91	198	133	53	89	154	162
	(%)		10.3%	22.5%	15.1%	6.0%	10.1%	17.5%	18.4%
H17	(人)	883	95	185	131	314			158
	(%)		10.8%	21.0%	14.8%	35.6%			17.9%
	(人)	890	80	194	130	328			158
	(%)		9.0%	21.8%	14.6%	36.9%			17.8%
都道府県の教科用図書 選定審議会の調査員数	(人)	3,397	0	97	2,705	0	0	569	26
	(%)		0.0%	2.9%	79.6%	0.0%	0.0%	16.8%	0.8%
H17	(人)	3,468	0	97	2,694	0	0	612	65
	(%)		0.0%	2.8%	77.7%	0.0%	0.0%	17.6%	1.9%
	(人)	3,268	0	81	2,656	0	0	527	4
	(%)		0.0%	2.5%	81.3%	0.0%	0.0%	16.1%	0.1%
採択地区の採択地区協 議会の委員数	(人)	3,794	559	324	220	880	1,417	292	102
	(%)	(318 地区)	14.7%	8.5%	5.8%	23.2%	37.3%	7.7%	2.7%
H17	(人)	5,327	681	400	254	1,279	2,051	293	369
	(%)		12.8%	7.5%	4.8%	24.0%	38.5%	5.5%	6.9%
	(人)	6,215	675	457	293	1,403	2,970	271	146
	(%)		10.9%	7.4%	4.7%	22.6%	47.8%	4.4%	2.3%
採択地区の選定委員会 の委員数	(人)	4,936	749	1,338	1,523	248	191	582	305
	(%)	(352 地区)	15.2%	27.1%	30.9%	5.0%	3.9%	11.8%	6.2%
H17	(人)	6,271	737	1,551	2,304	142	216	586	735
	(%)		11.8%	24.7%	36.7%	2.3%	3.4%	9.3%	11.7%
	(人)	5,277	557	1,404	2,134	119	208	459	396
	(%)		10.6%	26.6%	40.4%	2.3%	3.9%	8.7%	7.5%
採択地区の調査員数	(人)	25,308	326	2,825	21,296	112	33	545	171
	(%)	(567 地区)	1.3%	11.2%	84.1%	0.4%	0.1%	2.2%	0.7%
H17	(人)	27,138	233	2,800	22,682	7	14	294	1,108
	(%)		0.9%	10.3%	83.6%	0.0%	0.1%	1.1%	4.1%
	(人)	25,975	229	2,773	22,181	15	74	438	265
	(%)		0.9%	10.7%	85.4%	0.1%	0.3%	1.7%	1.0%

## 5. 採択地区における学校現場や保護者等の希望等の把握について

### (1) 希望等の把握状況（複数回答）

	採択地区数	全採択地区に 占める割合	H17		H13	
			件数	割合	件数	割合
教科書展示会に意見箱等を設置	462	79.4%	328	44.3%	266	49.2%
学校としての採択希望や調査研究結果等を収集	248	42.6%	114	15.4%	114	21.1%
教育研究会としての採択希望や調査研究結果等を収集	67	11.5%	35	4.7%	20	3.7%
校長会としての採択希望や調査研究結果等を収集	13	2.2%	5	0.7%	21	3.9%
教員向けのアンケートを実施	34	5.8%	—	—	—	—
保護者向けのアンケートを実施	20	3.4%	—	—	—	—
希望等を収集していない	44	7.6%	95	12.9%	71	13.2%
その他	23	4.0%	163	22.0%	132	24.4%

※学校・教育研究会・校長会としての採択希望等にかかる項目について、H17、H13においては、各学校・教育研究会・校長会としての推薦状況を調査。

### (2) 各項目により把握した希望等を取り扱っている組織（複数回答）

	採択地区協議会		選定委員会		その他
	採択地区数	全採択地区協議会に占める割合	採択地区数	全選定委員会に占める割合	
教科書展示会に意見箱等を設置	193 地区	61%	165 地区	47%	146 地区
学校としての採択希望や調査研究結果等を収集	102 地区	32%	134 地区	38%	44 地区
教育研究会としての採択希望や調査研究結果等を収集	11 地区	3%	55 地区	16%	6 地区
校長会としての採択希望や調査研究結果等を収集	4 地区	1%	7 地区	2%	3 地区
教員向けのアンケートを実施	18 地区	6%	15 地区	4%	10 地区
保護者向けのアンケートを実施	12 地区	4%	6 地区	2%	3 地区
その他	14 地区	4%	10 地区	3%	5 地区

(参考) 全採択地区協議会数:318 全選定委員会数:352

## V 採択関係情報の公開について

- ・ほとんどの都道府県及び採択地区が、ほぼ全ての項目を「公表」「請求に応じて公表」することとしている。

### 1. 都道府県における公開状況

		公表			請求に応じて公表			非公開		
		H23	H17	H13	H23	H17	H13	H23	H17	H13
教科用図書選定審議会委員名	都道府県数	38	37	34	8	10	13	1	0	0
	全都道府県に占める割合	80.9%	78.7%	72.3%	17.0%	21.3%	27.7%	2.1%	0.0%	0.0%
調査員氏名	都道府県数	16	17	15	27	29	32	4	1	0
	全都道府県に占める割合	34.0%	36.2%	31.9%	57.4%	61.7%	68.1%	8.5%	2.1%	0.0%
採択基準	都道府県数	39	34	35	7	13	12	1	0	0
	全都道府県に占める割合	83.0%	72.3%	74.5%	14.9%	27.7%	25.5%	2.1%	0.0%	0.0%
選定資料	都道府県数	39	33	32	8	14	15	0	0	0
	全都道府県に占める割合	75%	70.2%	68%	26%	29.8%	32%	0%	0%	0%
採択結果 (都道府県立義務教育諸学校)	都道府県数	35	29	24	11	17	23	1	1	0
	全都道府県に占める割合	74.5%	61.7%	51.1%	23.4%	36.2%	48.9%	2.1%	2.1%	0.0%
採択理由 (都道府県立義務教育諸学校)	都道府県数	19	15	9	26	30	38	2	2	0
	全都道府県に占める割合	40.4%	31.9%	19.1%	55.3%	63.8%	80.9%	4.3%	4.3%	0.0%

## 2. 採択地区における公開状況

		公表			請求に応じて公表			非公開			当該組 織・資料 なし
		H23	H17	H13	H23	H17	H13	H23	H17	H13	H23
採択地区協議 会委員氏名	採択地区数	34	34	59	242	309	304	42	31	15	264
	全体に占める割合	10.7%	9.1%	15.6%	76.1%	82.6%	80.4%	13.2%	8.3%	4.0%	
選定委員氏名	採択地区数	79	87	47	217	217	193	56	53	17	230
	全体に占める割合	22.4%	24.4%	18.3%	61.6%	60.8%	75.1%	15.9%	14.8%	6.6%	
調査員氏名	採択地区数	74	90	33	274	281	272	219	201	235	15
	全体に占める割合	13.1%	15.7%	6.1%	48.3%	49.1%	50.4%	38.6%	35.1%	43.5%	
採択理由	採択地区数	171	146	85	347	405	457	24	26	0	40
	全体に占める割合	31.5%	25.3%	15.7%	64.0%	70.2%	84.3%	4.4%	4.5%	0.0%	
採択結果	採択地区数	339	304	251	230	268	291	4	6	0	9
	全体に占める割合	59.2%	46.4%	46.3%	40.1%	46.4%	53.7%	0.7%	1.0%	0.0%	
調査研究資料	採択地区数	101	100	39	424	441	435	33	38	67	24
	全体に占める割合	18.1%	17.3%	7.2%	76.0%	76.2%	80.4%	5.9%	6.6%	12.4%	

## VI 教科書見本について

- ・義務教育諸学校・高等学校用教科書見本の送付部数について、都道府県・市町村教育委員会とともに、教科書見本の送付部数は適切という意見が多数であるが、調査研究の充実の観点から教科書見本の送付部数を増やして欲しいという意見もあった。
- ・また、調査研究に十分な期間を確保するために、見本の送付時期の早期化・期限の厳守を求める意見が多い。
- ・教科書展示会については、土日や夜間の開催・巡回での開催回数が増加しており、開催方法が工夫されてきているものの、来会者数は減少している。学校や公立図書館等での常設展示は進んでいない。

### 1. 教科書見本の送付部数限度について

【参考】文部科学省が定める教科書見本の送付先・上限部数

小中学校用		高等学校用	
都道府県教育委員会	15部	都道府県教育委員会	6部
指定都市教育委員会	6部	市町村教育委員会	1部
市町村教育委員会	5部	高等学校	1部
採択地区	構成市郡数+4部 (指定都市の採択地区には3部)	教科書センター	1部
国・私立学校	1部		
教科書センター	2部		

(1) (2) 都道府県教育委員会へ送付される教科書見本について

①送付部数について（複数回答）

【義務教育諸学校用見本】

	都道府県数	全都道府県に占める割合
送付される教科書見本の数は適切である	40	85.1%
送付される教科書見本の数が多い	3	6.4%
送付される教科書見本の数が少ない	6	12.8%

**【高等学校用見本】**

	都道府県数	全都道府県に 占める割合
送付される教科書見本の数適切である	41	87.2%
送付される教科書見本の数が多い	6	12.8%
送付される教科書見本の数少ない	0	0.0%

(3) 都道府県教育委員会におけるその他の要望

- ・教科書見本の送付時期の早期化・期限厳守〔14県〕

(4) (5) 市町村教育委員会に送付される教科書見本について（都道府県で把握している内容）

①送付部数について（複数回答）

**【義務教育諸学校用見本】**

	都道府県数	全都道府県に 占める割合
送付される教科書見本の数適切である	44	93.6%
送付される教科書見本の数が多い	12	25.5%
送付される教科書見本の数少ない	15	31.9%

**【高等学校用見本】**

	都道府県数	全都道府県に 占める割合
送付される教科書見本の数適切である	46	97.9%
送付される教科書見本の数が多い	0	0.0%
送付される教科書見本の数少ない	1	2.1%

(6) 学校・市町村教育委員会における教科書見本の送付に係る要望

- i) 教科書見本の送付時期の早期化・期限厳守〔10県〕
- ii) 巡回（移動）展示会用の教科書見本を送付して欲しい〔2県〕

## 2. 教科書展示会実施状況

### (1) 教科書展示会の開催会場数 (単位：か所)

	教科書センター	センター以外	合計
H23	776	1,184	1,960
H17	859	1,219	2,078
H13	777	756	1,533

### (2) 展示教科書の種類別会場数 (延べ数) (単位：か所)

	小・中学校用	高等学校用	小・中・高校用	特支・附則9条図書
H23	1,387	30	466	425
H17	1,198	41	428	227
H13	993	20	434	238

※小・中・高等学校用教科書と、特別支援学校用教科書及び附則9条図書を両方とも展示している会場については、重複して集計している。

### (3) 特別な開催方法を行った会場数 (延べ数) (単位：か所)

	土日	夜間(17:00以降)	巡回・移動	その他
H23	831	515	319	64
H17	719	250	111	77
H13	595	201	119	171

### (4) 来会者の状況 (延べ人数) (単位：人)

	法定期間内の状況								法定期間 外の来会 者数	来会者総 数
	教員					教委等職員	その他の所属 (所属不明者を含む)	合計		
	小	中	高	その他	小計					
H23	11,069	36,092	1,532	3,264	51,957	4,556	27,903	84,416	30,777	115,193
H17	20,317	34,324	1,855	4,476	60,972	6,456	48,813	116,241	38,826	155,067
H13	90,279	41,707	1,801	4,417	138,204	8,739	50,058	197,001	71,479	268,480

※1 来会者人数を計上していない展示場所における来会者人数は上記に含まれない。

※2 法定期間内外で来会者を区分集計していない場合は、全人数を「法定期間外の来会者数」に計上。

※3 法定期間外(前倒し、延長)に展示会を開催した都道府県数・・・46都道府県

### (5) 常設展示の状況 (単位：か所)

総数	うち教科書センター	うち学校	うち公立図書館等
533	470	20	35

## **VII 教科書採択に係る公正確保について**

・発行者から過大な宣伝行為が疑われるような事例が何件か報告されている。

(1) 発行者から過大な宣伝行為が疑われる事例

- i) 文部科学省が定める送付先・上限部数を超えた教科書見本の配布〔8県〕
- ii) 採択関係者の自宅訪問〔1県〕

(2) 外部からの働きかけがあった事例

- ・一部の教科書展示会場（図書館）敷地内において、一般の来館者に対し、特定の教科書を問題視するビラの配布が行われた。教育委員会事務局執務室内に立ち入り、特定の教科書の不採択や採択手続等について大声で主張し、教育委員長等への面会を要求。再三の退去勧告にも応じなかったため、警察に出動を要請した。〔1県〕

(別添2)

文初教第116号

平成2年3月20日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部省初等中等教育局長

菱村幸彦

### 教科書採択の在り方の改善について（通知）

このたび、「教科書採択の在り方に関する調査研究協力者会議」により、教科書採択の在り方に係る改善方策について別添の報告（以下、「報告書」という。）が取りまとめられました。

報告書においては、教科書採択の在り方に関し、教科用図書選定審議会、教科用図書採択地区、教科用図書の展示、採択理由等の周知・公表等の各事項について種々の改善方策が提言されております。

新学習指導要領に基づく新しい教科書の採択が平成3年度から行われることとなりますが、各都道府県教育委員会におかれては、それに向けて教科書採択の在り方に関し報告書で提言された各事項等について検討を加えその改善を図るとともに、併せて貴管下の市町村教育委員会に対しても同様の検討、改善方について指導されるようお願いいたします。

なお、報告書のII-1-(3)の教科書の見本及び編集趣意書の送付時期を早めること、II-3-(3)の教科書展示会の開催時期、II-6の採択期間の延長等については別途文部省において検討し、その結果については追って連絡することとしております。

## 教科書採択の在り方について（報告）

平成2年3月6日

教科書採択の在り方に関する調査研究協力者会議

座長 原田 親貞

本協力者会議は、臨時教育審議会第3次答申における教科書採択に関する提言を踏まえ、昭和63年4月以来9回の会議を開催し、今後の教科書採択の在り方について調査研究を行ってきた。

その結果、教科書採択の在り方にかかる改善方策について下記のとおりとりまとめたので報告する。

### 記

#### I. 基本的な考え方

- (1) 教科書は、小・中・高等学校等において主たる教材として使用義務が課されている図書であり、児童生徒の教育を行う上で極めて重要な役割を果たしている。したがって、教科書検定制度の下で各種目ごとに数種類発行されている教科書の中から、学校で使用する一種類の教科書を決定すること（採択）は、教育委員会のなすべき仕事のうちで最も大切なことのひとつといえる。
- (2) 教科書採択制度は、戦後教科書検定制度とともに開始され、その後、義務教育に関しては、教科書無償給与制度の導入に伴い、採択に係る都道府県教育委員会の役割、教科用図書選定審議会の設置、採択地区における共同採択等について制度が整備され現在に至っている。今日ではこの採択制度はおおむね定着してきているところであるが、次の3つの観点から更にその改善を図っていく必要があると考える。
- (3) 第1は、専門的な教科書研究の充実である。適切な採択のためには、教科書内容についての十分かつ綿密な調査研究を欠かすことはできない。このため、都道府県教育委員会、採択地区等において、適切な採択組織・手続による専門的な教科書研究の一層の充実を図ることが重要である。  
第2は、適正かつ公正な採択の確保である。採択は、採択についての権限を有する者の責任において、適正かつ公正に行われる必要がある。このため採択における適正、公正の確保の徹底を図るとともに、このことについて採択関係者の一層の自覚を促すことが必要である。  
第3は、開かれた採択の推進である。教科書は児童生徒や教員はもちろんのこと保護者にとっても身近なものであり、教科書や教科書採択に対する国民の関心は高いところである。その意味で、教科書採択にはこうした保護者等の意見がよりよく反映されるような工夫をするとともに、採択結果等の周知・公表など保護者等の関心に応えるような方策を講じるなど、採択をより開かれたものにしていくことが必要である。
- (4) 以上の3つの観点からⅡに述べるような具体的な改善方策を講ずることにより、より適切な教科書の採択が行われ、ひいてはよりよい教科書の著作編集が行われることを期待するものである。

#### Ⅱ. 具体的な改善方策

1. 教科用図書選定審議会について

- (1) 都道府県教育委員会は、教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の調査審議の結果に基づいて採択基準及び選定に必要な資料を作成し、これを採択権者である市町村の教育委員会や国立、私立学校の校長に提供することによって、これらの者の行う採択に関する事務について指導、助言、援助を行っている。都道府県教育委員会は、この役割を十分に果たすため、採択基準、選定資料等が採択権者においてより参考になるものとなるよう、その作成について更に工夫、充実していく必要がある。
- (2) 選定審議会は、校長、教員、教育委員会関係者及び学識経験者の委員で構成されているが、教科書の採択に当たっては、地域の実情に応じ学識経験者の枠内で保護者の代表を委員に加えていくことが望ましい。なお、保護者代表委員の選任については、より幅広い視野に立った意見を求める観点から工夫していく必要がある。
- (3) 選定審議会における教科書内容についての調査研究は教科書の見本や編集趣意書の到着の後でなければ行うことができないものであるから、選定審議会における実質的な調査研究期間を確保するため、教科書の見本及び編集趣意書の送付時期を早めることを検討する必要がある。

## 2. 教科用図書採択地区と採択手続について

- (1) 市町村立の義務教育諸学校で使用される教科書については、都道府県教育委員会が様々な条件を考慮して設定した採択地区（市若しくは郡の区域又はこれらの区域を合わせた地域）ごとに地区内の市町村教育委員会が共同して同一の教科書を採択することとされている。採択地区において各市町村教育委員会は、都道府県教育委員会の指導、助言又は援助の下で教科書の調査研究を十分に行い、適切な教科書の採択を行うよう努める必要がある。このため、採択地区においては、各地域の実績に応じて各教科ごとに適切な数の調査員を配置するなど調査研究体制の充実を図ることが必要である。
- (2) 採択は、採択権者が自らの権限と責任において、適正かつ公正に行う必要がある。このことは、教科書に対する国民の信頼を確保するためにも、極めて重要なことである。このため、教科書発行者の適当な宣伝行為等の外部からの影響に採択結果が左右されることのないよう、採択における公正確保の徹底を図るための措置を講ずる必要がある。また、教職員の投票によって採択教科書が決定される等採択権者の責任が不明確になることのないよう、採択手続の適正化を図ることも重要である。
- (3) 採択に保護者等の意見を取り入れていくことについては、現在、保護者代表として、地区内の市町村の教育委員が採択地区協議会の委員に加わっているところもあるが、採択により広い視野からの意見を反映させるために、これをさらに充実させることが望ましい。また、採択地区協議会やその下部組織の委員に、新たに保護者代表等を加えていくことも考えられる。

## 3. 教科用図書の展示について

- (1) 教科書展示会は、教科書の採択に当たり、校長、教員や採択関係者等の調査研究に資するために都道府県教育委員会が開催するものであり、各都道府県が教員等の教科書研究のために設置している教科書の常設展示場（教科書センター）などで行われている。教科書に対する教員や保護者の関心を高めるためにこの開催方法を見直し、各学校を訪問して行う移動展示会や、図書館、公民館など教員や保護者が足を運びやすい場所での展示会をより拡充・充実させるとともに、展示会の開催期間以外においても、常時図書館等で教科書を見ることができるようになることが望ましい。

- (2) 教科書見本の献本については、教科書定価の抑制及び公正取引の確保の観点から一定冊数以内に制限する措置がとられているところであり、(1)で述べた展示会の拡充・充実に必要な教科書の見本については、都道府県教育委員会の指導・助言の下で都道府県教育委員会、採択地区、市町村教育委員会及び教科書センターの間で十分に協議して調整することが必要である。また、展示又は調査研究のために使用した後の教科書の見本については、図書館、公民館等において広く一般に利用できるようにするなど、その活用を図ることも考慮すべきである。
- (3) 教科書展示会は、毎年、文部大臣が指示する時期に開催することとなっており、その時期は例年7月1日から10日間とされている。しかしながら、7月上旬は教員にとって学期末の多忙な時期に当たることから、展示会がその役割を十分に果たすようにするため、展示時期を早めることについて検討する必要がある。また、現在の10日間よりも長期にわたって開催することも検討すべきである。

#### 4. 高等学校用教科書の採択について

高等学校においては、採択に当たり、各学校ごとに教科書の調査研究が行われているが、中には必ずしも生徒の実態に即した教科書が採択されていないような例も見られる。都道府県教育委員会は、採択権者として各高等学校に対して十分な指導・助言を行うことができるように、高等学校用教科書のための調査・研究組織を設けるなどして恒常的に教科書の調査研究を行っていくことが望まれる。

#### 5. 採択理由などの周知・公表について

- (1) 採択結果及び理由については基本的に公表を予定しないものであるが、他方でこれを公表することは、教員や保護者にとってその採択地区で使用される教科書の特徴をつかみ理解を深めるとともに、教科書編集者にとって今後の教科書編集に資するという意義もある。したがって、採択権者においては、各地域の実情に応じて、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲内で公表していくことが望まれる。なお、採択理由を公表する場合には、教科書の特色等に留意し、単に教科書に優劣をつけるようなものにならないよう配慮する必要がある。
- (2) 都道府県教育委員会における選定審議会の委員名及び採択地区における採択地区協議会等の委員名については、採択関係者の責任を明確にする意味からも、各地域の実情に応じて、できるだけ公表していくことが望ましい。なお、公表する場合には、採択の公正確保の観点から採択終了後とすることが適当である。
- (3) 教科書展示会の開催時期、場所等の周知については、展示会が教員のほか広く一般の国民にも利用されるべきものであることに鑑み、各学校に通知するのみではなく、県や市町村の広報紙、PTAだより、マスコミ等を利用して、積極的に周知を図っていく必要がある。その際、展示会開催の意義・目的、教科書採択の仕組み等についても併せて周知を図ることが望ましい。

#### 6. 採択期間の延長について

義務教育諸学校において使用する教科用図書について同一の教科用図書を採択する期間は現在3年とされているが、新学習指導要領に基づいて編集される教科用図書の検定から検定周期が4年に延長されることに伴い、この採択期間についても4年に延長することが必要である。

(別添3)

14文科初第683号

平成14年8月30日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長

矢野重典

### 教科書制度の改善について（通知）

このたび、教科用図書検定調査審議会において、教科書制度に関する改善について、別添1の「教科書制度の改善について（検討のまとめ）」（以下「検討のまとめ」という。）が取りまとめられました。

「検討のまとめ」においては、教科書の検定及び採択に関し種々の改善方策が提言されており、教科書採択については、調査研究の充実にに向けた条件整備及び採択手続の改善の観点から、十分な調査研究期間の確保や調査研究のための資料の充実、市町村教育委員会と採択地区との関係の明確化などの改善方策が提言されています。

各都道府県教育委員会におかれては、「検討のまとめ」を参考に、下記の事項について採択のより一層の改善を図るとともに、併せて域内の市町村教育委員会及び国立・私立の義務教育諸学校に対しても、同様の指導をお願いします。

また、文部科学省では、「検討のまとめ」を踏まえ、別添2のとおり、教科用図書検定規則並びに義務教育諸学校教科用図書検定基準及び高等学校教科用図書検定基準の一部を改正しましたのでお知らせします。

なお、これらの事項以外で文部科学省において講ずることとしている事項については、必要な措置を行った段階で、その内容について別途連絡することとします。

おって、この通知の写しを各都道府県知事、附属学校を置く各国立大学長及び国立久里浜養護学校長あてに送付することを申し添えます。

### 記

#### 1. 調査研究の充実にに向けた条件整備について

##### ①十分な調査研究期間の確保

市町村教育委員会において、教科書見本が送付され次第速やかに調査研究

に着手するよう、市町村教育委員会に対する指導に努めること。

#### ②調査研究のための資料の充実

市町村教育委員会や国立・私立の学校に対する指導のために都道府県教育委員会が作成している選定資料の内容の一層の工夫・充実に努めること。また、高等学校用教科書の採択のための調査研究資料の充実に努めること。

#### ③保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実

教科用図書選定審議会や採択地区に設けられる選定委員会等への保護者の参画をより一層促進すること。また、高等学校用教科書の採択に当たっては、学校評議員の意見を聞くことなどにより、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実に努めること。

### 2. 採択手続の改善について

#### ①市町村教育委員会と採択地区との関係の明確化

それぞれの採択地区において、市町村教育委員会間で採択事務に関するルールを定め、予め公表するなど、採択手続を明確にしておく取組を進めるよう市町村教育委員会に対する指導に努めること。また、市町村教育委員会間で行う同一の教科書を採択するための協議が整わない場合には、適切な指導・助言を行い、採択の適切な実施に努めること。

#### ②採択地区の適正規模化

各市町村教育委員会の意向等を的確に踏まえ、採択地区がより適切なものとなるよう不断の見直しに努めること。

#### ③静ひつな採択環境の確保

静ひつな採択環境を確保していくことが重要であり、それぞれの地域において広く関係者の理解を求めるとともに、様々な働きかけにより円滑な採択事務に支障をきたすような事態が生じた場合や違法な働きかけがあった場合には、各採択権者が警察等の関係機関と連携を図りながら、毅然とした対応を取るよう指導・支援に努めること。

#### ④開かれた採択の一層の推進

採択結果や理由等の採択に関する情報の積極的な公表に努めること。

### 3. その他

保護者や地域住民の教科書に対する関心に応えるとともに、教員による教材研究や児童生徒による学習の深化・発展に資する観点から、各学校の図書館や公立図書館に教科書を整備するよう努めること。

# 教科書制度の改善について (検討のまとめ) (抄)

平成14年7月31日  
教科用図書検定調査審議会

## はじめに

教科書は、「教科課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材」として、児童生徒の教育に極めて重要な役割を果たしている。このように「主たる教材」として重要な役割を果たす教科書は、民間による著作・編集、文部科学大臣による検定、教育委員会等による採択等の手続を経て学校で使用されるものであり、児童生徒により良い教科書を提供するためには、これらの各手続が円滑かつ適正に行われるとともに、それぞれの段階について、制度や運用の充実・改善が図られる必要がある。

このような考えに立って、これまでも、教科書制度について、適時、様々な改善が図られてきており、特に検定制度については、平成元年に検定手続の大幅な簡素化・重点化が図られたほか、11年には、新しい学習指導要領の実施に対応した検定基準、検定手続等の改善が図られている。

しかしながら、平成12年度以降の新しい学習指導要領に基づく教科書の検定・採択の結果等を踏まえ、各方面から様々な指摘もなされている。もとより、教科書については、より良いものを児童生徒に提供するため、関係する制度について不断の見直しが求められるものであり、こうした観点から、本年2月18日に文部科学省初等中等教育局長より、本審議会に対し、教科書制度について、検定・採択の双方にわたってどのような改善が可能であるか検討するよう要請が行われた。

この要請を受け、本審議会では、①教科書に発展的な学習内容等の記述を可能とする方向での教科書検定基準の見直し、②教科書の公正でバランスのとれた記述の在り方、③教科書採択に関する調査研究の充実に向けた条件整備、④採択手続の改善、⑤その他関連する制度の改善について、総会及び各部会で審議し、検討を行ってきた。関係団体や国民から寄せられた意見も参考としながら検討を行い、今回、その結果をとりまとめた。

この「検討のまとめ」で指摘した検定基準の改正等の諸方策については、文部科学省において、平成15年度以降の検定・採択に向け、速やかに実施するとともに、各教科書発行者や教育委員会等の各採択権者においても、必要な対応を行うよう希望する。

## 第2部 教科書採択の改善について

### 1 調査研究の充実に向けた条件整備について

#### (1) 現状及び基本的な考え方について

- 教科書の採択は、児童生徒により良い教科書を提供する観点から、各採択権者の権限と責任のもと、教科書の内容についての十分かつ綿密な調査研究によって公正かつ適正に行われるべきものである。
- しかし、採択のための調査研究期間の不足や、調査研究のための教科書見本の部数が十分でないなど、調査研究の充実に向けた更なる改善を求める声が出されているところであり、こうした意見を踏まえ、教科書の調査研究の充実に向けた条件整備を図っていくことが必要である。

#### (2) 改善の具体的な内容について

- ① 十分な調査研究期間の確保

教科書内容について適切な調査研究を行うためには、十分な調査研究期間を確保することが必要である。

このため、多くの市町村教育委員会が都道府県教育委員会の指導を待って調査研究を開始しているという現状を改め、今後は、教科書見本が送付され次第速やかに調査研究に着手することにより、これまで以上に調査研究期間を確保することが可能となる。

また、義務教育用教科書の採択期限については、新学期までに各学校に確実に教科書を供給するため、各教科書毎の必要部数の集計や印刷・製本等に必要な期間を勘案し8月15日までと定められているが、今後は、需要数集計事務の電算化等によって事務の効率化を図ることにより、この期限を2週間程度延長し、調査研究期間を確保していくことが望まれる。

## ② 調査研究のための資料の充実

教科書の採択は、教科書内容の調査研究を十分に踏まえて行われるべきものであり、宣伝活動によって左右されるべきものではない。このため、現在、教科書見本の送付部数等に一定の制限を設け、発行者の過大な宣伝行為を抑制している。

しかしながら、現状では、例えば市町村教育委員会に対して教育委員分の教科書見本が送付されない、全ての高等学校に教科書見本を送付することができないなど、採択関係者に十分な教科書見本が送付されず、教科書内容の適切な調査研究に支障が生じるおそれがあることなどが指摘されている。

このため、各採択権者等に送付する教科書見本の送付部数制限を見直していくことが必要である。

また、都道府県教育委員会が市町村教育委員会等を指導するために作成している義務教育用教科書の選定資料について、各都道府県の教育方針と合致しているか、学習指導要領の内容等などの点を重視しているかなど、各採択権者においてより参考となるよう内容の一層の工夫・充実を図るとともに、各教育委員会は、高等学校用教科書の採択のための調査研究資料の充実に努めていくことが望まれる。

将来的には、保護者も含め、より多くの教育関係者が、同時に教科書の内容に触れ、調査研究ができるよう、印刷・製本された教科書見本とは別に、電子媒体を活用した教科書内容の展示（電子展示会）に関する検討を進めることが適当である。

## ③ 保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実

教科書の採択は、教科に関する専門的な観点からの調査研究が必要なことはいうまでもないことであるが、同時に、児童生徒が使用する教科書を選ぶに当たって、学校教育に保護者が何を期待するかなど保護者の広い視点からの意見を踏まえて検討していくことは、調査研究を充実していく上で大切なことである。

このため、教科用図書選定審議会等への保護者の参画をより一層促進していくための方策を講じていくとともに、高等学校では、学校長のリーダーシップのもと、例えば、各学校に置かれている学校評議員の意見を聞くなど、より広い視野からの意見も参考にしよう努めていくことが必要である。

## 2 採択手続の改善について

### (1) 現状及び基本的な考え方について

- 教科書の採択は、各採択権者の権限と責任のもと、適切な手続により行われるべきものである。
- しかし、複数市町村が共同で採択を行っている地区では、採択権者である市町村教育委員会と採択地区との関係が明確でない、市町村教育委員会の意向が適切に反映されにくいなど、採択手続に関して更なる改善を求める声が出されているところであり、こうした意見を踏まえ、採択手続を改善していくことが必要である。

## (2) 改善の具体的な内容について

### ① 市町村教育委員会と採択地区との関係の明確化

公立の小・中学校で使用する教科書の採択権限は市町村教育委員会にあるが、一方、複数市町村で採択地区を構成する場合は、地区内で同一の教科書を使用することとされているため、市町村教育委員会と採択地区との関係について、不明確であるなどの指摘がある。

このため、市町村教育委員会は、採択権限は各教育委員会にあり、採択地区協議会は地区内の構成市町村で同一の教科書を採択するための協議を行う場であることを十分踏まえ、次のような取組を行うことが適切であると考えます。

例えば、採択地区協議会等他市町村の教育委員会との協議に臨む前に、それぞれの教育委員会としての採択の方針等を予め決めておくことや、協議が一度で整わないことも想定し、再協議が可能なスケジュールで採択事務を進めるとともに、再協議の場合の 절차를定めておくなど、採択事務に関するルールをそれぞれの地区で定め、予め公表することにより、採択手続を明確にしておくなどの取組が考えられる。

なお、市町村教育委員会間の協議が整わない場合には、都道府県教育委員会が適切な指導・助言を行い、採択の適切な実施を図っていくことが必要である。

### ② 市町村教育委員会の意向を的確に踏まえた採択地区の適正規模化

教科書の採択地区は、地域の実状等を踏まえ、適切な範囲に設定することが必要である。このような観点から、近年、採択地区の小規模化が進みつつあるが、現行制度上、市又は郡単独でも採択地区を設定できることとなっているのに対し、実際にはより広い区域に採択地区が設定されており、制度上、必要があれば更に小規模化することも可能な状況にある。都道府県教育委員会は、今後とも、各市町村教育委員会の意向等を的確に踏まえ、採択地区がより適切なものとなるよう不断の見直しに努める必要がある。

### ③ 静ひつな採択環境の確保

教科書の採択は、採択権者の権限と責任のもと、公正かつ適正に行われなければならないものである。一方、地域で使用される教科書について、地域の人々が関心を持ち、自らの意見を表明すること自体は大切なことであると考えますが、それが社会通念に照らし行き過ぎたものとなって、児童生徒が使用する教科書について誹謗・中傷等が行われる中で採択がなされたり、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められたなどの疑念が抱かれるようなことがあるとすれば、適切な調査研究や審議を行う上でも、また児童生徒への教育上の配慮の観点からも好ましくない。そうしたことのないよう、静ひつな採択環境を確保していくことが重要であり、都道府県教育委員会及び各採択権者は、それぞれの地域において、このことについて広く関係者の理解を求めよう努めることが望まれる。

また、仮に様々な働きかけにより円滑な採択事務に支障をきたすような事態が生じた場合や違法な働きかけがあった場合には、採択権者は関係機関と連携を図りながら、毅然とした対応を取ることが必要であり、各採択権者は、次のような取組を行うことが適切であると考えます。

例えば、採択に係る教育委員会の会議を行うに当たっては、採択を巡るそれぞれの地域の状況を踏まえ、適切な審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、会議を公開で行う場合には、多くの教育委員会で既に定めているように、傍聴者が私語や議事に対する批判・賛否の表明等の会議の妨害となる行為を行った場合には速やかに退場させることなど、傍聴に関するルールを明確に定めておくことが必要である。また、会議の円滑な実施に具体的な支障を生じるおそれがある場合や、教育委員会等採択関係者への働きかけなどにより適切な調査研究に支障を生じるおそれがある場合には、必要に応じ関係機関の協力を得るなどし、適切な採択環境の確保に努めることが有効と考える。

なお、各地域における採択について、当該地域の住民以外からの様々な働きかけによって、仮に採択事務やその他の教育委員会の事務の円滑な遂行に支障を生じる

おそれがある場合には、地域の教育に対する信頼に応えるという観点からも、各採択権者は毅然とした対応をとることが必要である。

文部科学省や都道府県教育委員会は、市町村教育委員会等各採択権者に対し、静ひつな採択環境の確保に向けたこのような取組を適切に行うよう促すとともに、必要に応じ個々の相談に応ずることなどにより、その取組を支援していくことが必要である。

#### ④ 開かれた採択の一層の推進

教科書や教科書の採択に対する国民の高い関心に応えるため、現在、各教育委員会では採択結果や理由等の情報の公表に努めているところであるが、今後とも、ホームページ等を活用し、より積極的な情報の公表に努めることが望まれる。また、先に、調査研究の充実の観点から述べたところであるが、開かれた採択を推進するという観点からも、教科用図書選定審議会等への保護者の参画をより一層進めていくことが必要である。

### 3 その他

保護者や地域住民の教科書に対する関心は、採択によって終わるものでなく、実際に教科書が学校で使用され始めてからも引き続き高いものである。また、教員や児童生徒にとっても、自ら使用している教科書のみでなく、他の種類の教科書や異学年・異学校種の教科書を手にとることは、教員による教材研究や児童生徒による学習の深化・発展に資するなど、大変意義のあることである。

このため、保護者や教員、児童生徒が、採択の時のみならず、常時、様々な種類の教科書を手に取り得る環境を整備していくことが大切であり、各教育委員会は、今後、各学校の図書館や公立図書館に多数の教科書を整備していくよう努めていくことが必要である。